

## 「清里の森」別荘オーナーの皆様へ

◎「清里の森」自然保護協定につきましてご案内いたします。

「清里の森」の自然環境を保全し、皆様に快適にご利用いただくため、オーナーの皆様と県との間で「自然保護協定」を締結しております。

自然保護協定は、「清里の森」を快適にご利用頂くため、例えば、

- ・建物の高さ（13メートル以下、2階建て以下）、色などの制限
  - ・道路境界から5メートル、隣地境界から3メートルは自然のまま残す
  - ・浄化槽の処理能力の基準設定（放出時BOD:10ppm以下）
  - ・浄化槽の保守管理契約のお願い
- などが規定されています。

内容につきましてお手元の協定書を再度ご確認くださいとともに、遵守されますよう、何卒お願い申し上げます。

◎各種手続きに関する書式等でお問い合わせの多いものにつきましてご案内いたします。

- ① 住所・電話番号に変更があった場合。
- ② 「清里の森」の別荘用地を自動車の保管場所にされる場合
- ③ 別荘建物の増改築・新築をお考えの場合
- ④ 別荘を第三者にお譲りになる場合
- ⑤ 借地人（若しくは共有名義人）が亡くなった場合

① 住所等変更届に必要事項をご記入いただき、提出してください。

また、住所変更を証する書類として、現住所が確認できる公的書類（免許証（表裏）、マイナンバーカード（表裏）、住民票等いずれか1種類）を添付してください。（コピー可）

なお、特殊な事情（借地人の海外赴任・入院等）により、一時的に代理人が各種通知等を受け取りたい場合は、住所等変更届の送付先欄に代理人の住所氏名をご記入いただき提出してください。

② 自動車保管場所使用承諾証明書の交付についてに必要事項をご記入いただき、提出してください。

自動車保管場所使用承諾証明書の交付は申請後内部処理が必要ですので、当日その場で交付はできません。最低一週間程度は見込んでください。（郵送による所要期間を含めていますので、中北林務環境事務所に直接受け取りに来て頂けると期間を短縮できます）

- ③ 新增改築につきましては、上記の自然保護協定書に定める事項の外、清里地区が北杜市景観条例に基づく景観形成地域であることなどから、様々な制限がございます。

増改築工事に当たっての流れを必ずお読みになり、適切な手続きをお願いします。

参考 自然保護協定のうち特に注意していただきたい点  
増改築工事に当たっての流れ

また、次の期間につきましては別荘地内の建築工事につきまして、原則的に工事休止をお願いし、皆様に守っていただいておりますので引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

- 建築工事を休止していただきたい日
- ・ 7月1日から8月31日までの期間
  - ・ 5月1日から10月31日の間の土・日曜日並びに祝祭日
  - ・ ゴールデンウィーク期間中
- 建築工事を休止していただきたい時間帯
- ・ 午後7時から翌朝の午前7時までの間
- ※ 雨漏り等急を要する場合はご相談ください。

- ④ 別荘をお譲りになる場合は、県（地主）の承認手続きが必要となり、名義書換承諾料が発生します。（第三者との売買の他、親族間での無償譲渡や共有者の増減でも名義書換承諾料が発生します）

リーフレットで手続きの流れや必要書類をまとめていますのでご確認ください。

- ⑤ 借地人（若しくは共有名義人）が亡くなった場合は、相続手続きが必要となります。

既に建物の相続登記が完了している場合や、遺産分割協議書を取り交わした場合、公正証書遺言がある場合など、必要書類が異なりますのでご留意ください。

また、法定相続人以外への相続（遺贈・死因贈与）の場合は、原則名義書換承諾料が発生し、必要書類も異なりますのでご相談ください。

○お問い合わせ、連絡先

〒407-0024 山梨県韮崎市本町 4-2-4

山梨県森林環境部 中北林務環境事務所 県有林課 森林利用担当

TEL0551-23-3091

清里の森専用メール：kiyosatonomori@pref.yamanashi.lg.jp